

消費者安全法に基づく消費者事故等情報の通知状況

「消費者事故等」とは・・・(法第2条第5項)

事業者が供する商品・製品、物品・施設・工作物及び役務により、生命・身体に被害が発生したものと及び被害が発生するおそれがあるもの(いわゆる財産事案等を含む)

「重大事故等」とは・・・(法第2条第6項)

「消費者事故等」のうち、消費者が死亡又は30日以上の治療を要す負傷・疾病等の被害が発生したものと及び発生するおそれがあるもの

1 東京都から消費者庁へ通知したもの

○重大事故等(8件)

(例)

・原動機付自転車

(消費者庁公表:平成21年11月11日分より)

通知日:平成21年11月6日

被害状況:重傷1名

事故内容:当該原動機付自転車で走行中に、前輪を支える軸が折れ、路上に投げ出されて打撲

(例)

・オープンガスコンロ

(消費者庁公表:平成21年12月24日分より)

通知日:平成21年12月15日

被害状況:一酸化炭素中毒

事故内容:当該オープンガスコンロを使用していたところ、頭痛・めまい・吐き気・浮遊感・視力障害などを発症。ガス会社に調査を依頼したところ一酸化炭素(濃度0.25%)を検出

○その他の消費者事故等(16件)

・食品の自主回収 など

2 区市町村から消費者庁へ通知したもの

○重大事故等1件その他8件(3区2市より計9件)

(例)

・自転車

(消費者庁公表:平成21年10月28日分より)

通知日:平成21年10月19日

被害状況:重傷1名

事故内容:当該製品で走行中、前方に転倒し顎を骨折

※ 通知の実績はPIO-NET情報を除く。

3 消費者庁が公表した主な重大事故等(東京都通知分以外・消費者庁HPより抜粋)

・ノートパソコンが爆発音を上げて発火

・公園のブランコのフックが外れたことによる落下

・公園広場の観覧スタンドに設置されている転落防止柵の一部欠損による転落

・幼児が加湿器の吹き出し口に手を置き、熱傷

・電動給湯ポットの取っ手はずれ、熱湯が両足にかかり火傷